

定期建物賃貸借契約に関する説明書

(借地借家法第 38 条第 3 項に基づく事前説明書面)

本書は、定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、賃貸人が賃借人に対し以下の事項を説明したことを証するため、書面をもって交付するものである。

第 1 項 賃貸物件

物件名：ネオハイツ山荘
所在地：平尾 5-14

第 2 項 賃借人

氏名：テスト太郎

第 3 項 契約類型

本契約は、借地借家法第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約である。

第 4 項 契約期間

契約期間：2026 年 6 月 28 日 ~ 2028 年 5 月 31 日

第 5 項 契約の終了

本契約は、契約の更新がなく、期間の満了により確定的に終了する。

第 6 項 期間満了通知

賃貸人は、期間満了の 1 年前から 6 か月前までの間に、賃借人に対し期間満了により契約が終了する旨を書面で通知する。

第 7 項 中途解約条項

(記載なし)

第 8 項 賃料その他の条件

月額賃料：¥88,000

■ 説明実施内容

説明実施日：2026 年 5 月 31 日
説明方法：対面
説明者：山田太郎 (賃貸人本人)

上記の事項について、賃貸人より説明を受け、書面の交付を受けたことを確認する。

賃借人

印